



役職員の外国ストックオプション等、取引明細書の提出義務付け のご案内

～所得法§164 の 5 新設、所得令§216 の 5 新設～

役職員の外国ストックオプション等、取引明細書の提出義務付けに関する新設の関連法令を次の通りご案内
しますので、業務にご参考ください。

Contents

[役職員の外国ストックオプション等、取引明細書の提出義務付けに関するご案内](#)

関連法令

- [所得税法第 164 条の 5【外国ストックオプション等、取引明細書の提出】](#)
- [所得税法施行令第 216 条の 5【外国ストックオプション等、取引明細書の提出】](#)
- [国際租税調整に関する法律施行令第 45 条【国外支配株主の細部基準】](#)

[お問い合わせ先](#)

2024. 12. 20

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group(JSJ)

役職員の外国ストックオプション等、取引明細書の提出義務付けに関するご案内

(所得税法§164 の 5 新設、所得令§216 の 5 新設)

2024 年の税法改正時、課税当局の所得把握の強化目的により役職員が国外支配株主の外国法人から受け取ったストックオプションを行使するか、又は株式報酬を支給される場合に対して取引内訳明細書の提出義務を付与したことがあります。改正法令には取引明細書の提出義務者を現地法人と規定し、該当事項がある場合、来年 3 月 10 日までに申告するようにしているため、役職員に対する親会社のストックオプションの付与状況の把握および申告書の提出に対する事前把握が必要になることに留意する必要があります。

- (提出対象者) 役職員 (役職員であった者を含む) の使用者である内国法人又は外国法人の国内事業場
- (提出要件) ①内国法人の役職員、又は②外国法人の国内事業場の役職員が「国外支配株主の外国法人」から受け取ったストックオプション等の行使又は支給
 - 国外支配株主の外国法人の範囲
 - ① 内国法人の役職員の場合：内国法人の株式 50%以上を直接・間接的に所有した外国法人
 - ② 国内事業場の役職員の場合：外国法人の本店・支店、外国法人の株式 50%以上を直接・間接的に所有した他の外国法人
 - *「国際租税調整に関する法律施行令」§45 による国外支配株主のうち一部
 - スtockオプション等の定義
 - スtockオプションおよびこれと類似したものとして、国外支配株主の外国法人の株式を先に決めた価額で引受又は買取できる権利
 - 事前に作成された株式報酬の運営基準等により、国外支配株主の外国法人の株式又は株式価値に相当する金銭で支給されるもの
- (提出資料) スtockオプション等の取引内訳
 - * スtockオプション等の付与・行使・支給内訳、行使・支給利益、役職員の人的事項等を記載したストックオプション等の取引明細書を提出 (所得税法施行規則別紙第 30 号の 5 書式)
- (提出時期) スtockオプションを行使するか、又は株式報酬が支給された日が属する課税期間の翌年度3月10日 (休業、廃業又は解散した場合には休業日、廃業日又は解散日が属する月の翌々月末日)
- (適用時期) 2024年1月1日以後、ストックオプション等を行使するか、又は支給される分から適用

関連法令

所得税法第 164 条の 5【外国ストックオプション等、取引明細書の提出】

- ① 内国法人又は「法人税法」第 94 条による外国法人の国内事業場を有している外国法人は第 1 号の者に第 2 号の事由が発生した場合、その事由が発生した課税期間の翌年度 3 月 10 日までに第 3 号の書類を納税地管轄の税務署長に提出しなければならない。
1. 該当内国法人又は外国法人の国内事業場に従事する次の各目に該当する役員又は従業員（役員又は従業員であった者を含め、以下、本条で「役員等」という）
 - I. 居住者
 - II. 非居住者 [第 2 号イ目のストックオプション又は同号のロ目の株式報酬（以下、本条で「ストックオプション等」という）により発生する所得の全部又は一部が第 119 条による国内源泉所得に該当する者と限定する]
 2. 役員等が次の各目のいずれかに該当する場合
 - I. 大統領令で定める国外支配株主の外国法人から付与されたストックオプション（これと類似したものとして株式を先に決めた価額で引受又は買取できる権利を含む）を行使した場合
 - II. イ目の外国法人から株式報酬（株式や株式価値に相当する金銭で支給される賞与金として、大統領令で定めるものをいう）が支給された場合
 3. 役員等の人的事項とストックオプション等の付与・行使又は支給内訳等を記載した企画財政部令で定めるストックオプション等の取引明細書
- ② 納税地管轄の税務署長は、内国法人又は国内事業場を置いた外国法人が第 1 項第 3 号のストックオプション等の取引明細書を提出しないか、又は虚偽提出した場合、該当書類の提出や補完を要求することができる。（2023.12.31.新設）
- ③ 第 2 項により、ストックオプション等の取引明細書の提出又は補完を求められた者は、その要求を受けた日から 60 日以内に当該書類を提出しなければならない。
- （附則）法 164 条の 5 の改正規定は、2024 年 1 月 1 日以後、役員等がストックオプションを行使するか、又は株式報酬が支給される場合から適用する。（法附則（2023.12.31.）第 11 条）

所得税法施行令第 216 条の 5【外国ストックオプション等、取引明細書の提出】

- ① 法第 164 条の 5 第 1 項第 2 号のイ目で「大統領令で定める国外支配株主の外国法人」とは、次の各号の区分による外国法人をいう。
（2024.2.29.新設）
1. 法第 164 条の 5 第 1 項第 1 号の各目以外の部分による役員等（以下、本条で「役員等」という）が内国法人で従事する場合：「国際租税調整に関する法律施行令」第 45 条第 1 項第 1 号に該当する外国法人
 2. 役員等が「法人税法」第 94 条による外国法人の国内事業場で従事する場合：「国際租税調整に関する法律施行令」第 45 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する外国法人
- ② 法第 164 条の 5 第 1 項第 2 号のロ目で「大統領令で定めるもの」とは、役員等が支給される賞与金として、次の各号の要件を全て満たしているものをいう。
1. 株式又は株式価値に相当する金銭で支給するものであること
 2. 事前に作成された株式報酬の運営基準等により支給するものであること

国際租税調整に関する法律施行令第 45 条【国外支配株主の細部基準】

① 法第 22 条第 1 項第 1 号による内国法人の国外支配株主は、各事業年度終了日現在、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 内国法人の議決権のある株式 50%以上を直接又は間接的に所有している外国の株主・出資者（以下、「外国株主」という）

お問い合わせ先

上記事項についてご質問事項などがございましたら、税務アドバイザーサービスを提供しております、デロイト安進会計法人 TAX-JSG の次の担当者までご連絡ください。

Partner イ・ソンジエ（Lee, SungJae）

Direct line : +82-2-6676-1837

Email : sungjaelee@deloitte.com

Partner キム・ミヨンギユ（Kim, MyeongGyu）

Direct line : +82-2-6676-1331

Email : myekim@deloitte.com

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノウハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG (Japanese Services Group) の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト ([韓国での日系企業向けサービス](#)) をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭 (Seo, Jung Wook) / TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷 (Lee, Ji Eun) / TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2024. For information, contact Deloitte Anjin LLC